

## 野田市営繕工事週休2日制適用工事試行要領

### (目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、働き方改革の実現や労働環境の処遇改善など、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事（以下、「適用工事」という。）を試行するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

#### (3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

#### (4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### (6) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

#### (7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

#### (8) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数を対象期間の日数で除した値をいう。なお、分離

発注工事にあつては、現場休息日数を含めて算出するものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、野田市が競争入札により発注する営繕工事のうち野田市が指定する工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期完成が望まれる工事  
(例) 災害復旧工事、供用時期が公表され施工条件の制約が厳しい工事
- (4) その他適切でないと認められる工事

(積算方法)

第4条 適用工事に係る積算方法等については、「千葉県営繕工事週休2日制促進工事实施に係る積算方法等の運用」を準用する。

- 2 当初の予定価格において、4週8休達成を前提として補正係数(1.05)により労務費(工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して工事費を積算し、施工後に現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、当該補正分を減額変更する。

(実施方法)

第5条 発注者は、公告文又は指名通知書及び特記仕様書に適用工事である旨を記載するものとする。

**【公告文又は指名通知】**

本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。

詳細については、特記仕様書及び「野田市営繕工事週休2日適用工事試行要領」によるものとする。

**【特記仕様書】**

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日を達成するよう実施する「週休2日制適用工事」の試行である。

2 受注者は、現場閉所(現場休息)による週休2日工事として取り組むこと。

3 予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、当該補正分を減額変更する。

4 4週8休を達成した場合は、工事成績評定の加点及び該当項目の

追加を行う。

5 実施に当たっては、「野田市営繕工事週休2日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

(現場閉所(現場休息)の確認方法)

第6条 現場着手前は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「計画工程表」(任意様式)等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- (2) 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

2 現場着手後は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員は、「計画工程表」等により定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認するとともに、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「計画工程表」等を受注者から受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。
- (2) 受注者は、現場閉所(現場休息)予定日に作業を行う場合又は現場閉所(現場休息)を予定していない日に現場閉所(現場休息)を行う場合は、事前に監督職員へ連絡するものとする。
- (3) 受注者は、毎月、現場閉所(現場休息)日及び現場閉所率を記載した営繕工事週休2日制適用工事チェックリスト(別紙)(以下「チェックリスト」という。)を監督職員に提出するものとする。

なお、現場完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所(現場休息)の状況を確認する日を決定できるものとし、それ以降は、現場閉所(現場休息)の日を協議により決定し、これに基づき契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項は次のとおりとする。

- (1) 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、総括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「計画工程表」等を受注者から受領した際に、総括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所(現場休息)の日となる場

合の体制について必要な調整を行う。

- (6) 適正な工期の確保に向けて、新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」(一社)日本建設業連合会)、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

(実施の明示)

- 第7条 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示するものとする。大きさはA3以上とする。

<p>週休2日制適用工事 この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p>
---

(工事成績評定)

- 第8条 4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる場合は、工事成績評定の加点及び該当項目の追加を行う。なお、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点を行わない。

(その他)

- 第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

営繕工事週休2日制適用工事チェックリスト

担当部署名 ○○課

工事名 ○○工事

受注者名 ○○株式会社

月日	曜日	計画上の 現場閉所日	実際の 現場閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
1月1日	月			
1月2日	火			
1月3日	水			
1月4日	木			
1月5日	金			
1月6日	土			
1月7日	日			
1月8日	月			
1月9日	火			
1月10日	水			
1月11日	木			
1月12日	金			
1月13日	土			
1月14日	日			
1月15日	月			
1月16日	火			
1月17日	水			
1月18日	木			
1月19日	金			
1月20日	土			
1月21日	日			
1月22日	月			
1月23日	火			
1月24日	水			
1月25日	木			
1月26日	金			
1月27日	土			
1月28日	日			
1月29日	月			
1月30日	火			
1月31日	水			

現場閉所日	0	0
対象期間	31	31
現場閉所率	0.0%	0.0%